

建建監 第9号
令和6年7月22日

一般社団法人 京都電業協会 様

京都市建設局長 古川 真文
担当 建設企画部監理検査課

京都市建設局週休2日工事実施要領の改定について（通知）

平素は、本市建設行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

本市建設局では、令和6年4月から導入された「時間外労働の上限規制」の建設業への適用に伴い、原則全ての工事において、発注者指定方式の週休2日工事（通期の週休2日※¹）を実施しているところです。

この度、週休2日の「質の向上」を更に推進するため、「通期の週休2日※¹」に加えて、「月単位の週休2日※²」を行うこととしました。

つきましては、「京都市建設局週休2日工事実施要領」を別紙のとおり改定しましたので、貴団体の会員の建設事業者様へ御周知賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

※1 対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

※2 対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。



京都市建設局週休2日工事実施要領

1 目的

本要領は、「京都市建設局週休2日工事」の実施に関する事項を定めることにより、建設業の働き方改革の推進、将来の公共工事の品質確保の促進を図るものである。

2 用語の定義

(1) 週休2日

ア 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(2) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 「工事着手日」とは、「工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手」した日とする。

(4) 「工事完成日」とは、「土木工事共通仕様書（京都市）」に基づく「工事完成通知書」を提出した日とする。

(5) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して、対象工事全ての現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(6) 4週8休

ア 「月単位の4週8休」とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。ただし、曆上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなす。

イ 「通期の4週8休」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%(8日/28日)の水準の状態をいう。

(7) 上記の(6)においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(8) 各工事における現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下2桁目を切り捨てた、小数点以下1桁目までの値とする。

$$<\text{現場閉所率} (\%) = (\text{現場閉所日数} \div \text{対象期間日数}) \times 100>$$

3 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

(1) 発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

(2) 受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

4 積算方法等

(1) 補正係数

週休 2 日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、表 1 のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

なお、土木工事標準積算基準書（京都市建設局）以外の積算基準により計上する費用がある場合は、当該積算基準における補正係数を適用する（例：下水道用設計標準歩掛表第 1 卷における下水道工事市場単価の補正係数）。

表 1 京都市建設局週休 2 日工事における補正係数
(土木工事標準積算基準書（京都市建設局）を適用する工事の場合)

	通期の週休 2 日 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日 (4 週 8 休以上)
労務費（注 1, 2）	1. 0 2	1. 0 4
機械経費（賃料）（注 3）	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 5

注 1 土木工事市場単価の補正係数は別紙 1 による。

注 2 土木工事標準単価は別紙 2 による。

注 3 仮設材は補正の対象としない。

注 4 上表全ての項目について、工場製作に係る費用及び工事に計上する業務委託料（測量、地質調査及び設計業務等）は補正の対象としない。

(2) 補正方法

ア 発注者指定方式

特記仕様書において、月単位の週休 2 日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは通期の週休 2 日の補正係数に変更するものとし、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

イ 受注者希望方式

特記仕様書において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合、精算変更時に補正係数を各経費に乘じたうえで設計変更により対応するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の 4 週 8 休に満たないものは、当初設計時（通期の週休 2 日）の補正係数とし、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

5 工事成績評定

対象期間中の現場閉所の達成状況に応じて、工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で表 2 のとおり加点を行う。ただし、月単位の週休 2 日を達成できなかった場合においては、加点は行わないものとする。

表2 京都市建設局週休2日工事における工事成績評定の評価

(単位：点/100点満点)

採点者	考查項目	通期の週休2日 (4週8休以上)	月単位の週休2日 (4週8休以上)
担当監督員	工程管理 (注1)	—	0. 8
主任監督員		—	0. 8
総括監督員		—	0. 4
主任監督員	創意工夫	—	1. 2
	合計	—	3. 2

注1 「a」評価となった場合。月単位の週休2日を達成した場合、原則「a」評価とする。ただし、他の事項で著しく評価する内容が確認される場合は「a」評価としないことができる。

6 対象工事

- 原則、建設局が発注・監督する全ての工事（工事に類する業務委託を含む。）を対象とする。
- ※ ただし、緊急対応工事や通年維持工事、工期等に制約がある工事は除く。
 - ※ 対象工事において、当初予期し得なかった事情の変化等が生じたことにより、必要となった追加工事又は付帯工事で、建設局が発注・監督するものについては、週休2日工事の対象とする。

7 工期

- (1) 発注者は、工期設定に当たり、国土交通省における「工事着手準備期間・後片付け期間の見直し」及び「工期設定支援システム」に関する取組内容を参考にすること。
- (2) 工期の延期は、天候不良等の不可抗力によるやむを得ない場合を除き、認めない。また、現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の水準を確保できないことを理由とする工期延期は、例外なく認めない。

8 留意事項

- (1) 受発注者は、4週8休以上の達成に当たって、1週2休（原則として土曜・日曜）を確保できるよう努めること。
- (2) 受注者は、契約後速やかに「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、共通仕様書に基づいて提出する「施工計画書」において、月単位の現場閉所率28.5%（8日/28日）以上の水準を確保するための取組及び予定を明記すること。
- (3) 受注者は「工事履行報告書」において、「工事着手日から当該月末日までの期間における累積の現場閉所率」等を明記すること。「工事月報」において、「当該月における現場閉所日及び現場閉所率」等を明記すること。
- (4) 発注者は、毎月、「工事履行報告書」及び「工事月報」における記載により、現場閉所の確認を行うこと。
- (5) 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、隨時協力しなければならない。
- (6) 日付を跨ぐ夜間工事を行った場合、夜間工事を開始した日付を現場開所日、夜間工事を終了した日付は現場閉所日として取り扱うこととする（ただし、夜間工事の開始日及び終了日のいずれの日に現場を開所していない場合に限る。）。
- (7) 交通誘導警備員を24時間で配置する工事の場合、現場を閉所しているのであれば、交通誘導警備員の配置にかかわらず、現場閉所日として取り扱うこととする。ただし、受注者は交通誘導警備員各自の休日の取得状況を、現場閉所率と同様の方法により算定し、発注者に報告すること。交通

誘導員各自の休日の取得状況は、現場閉所率の判定に含むものとする。

※ 例えは、現場閉所率が 28.5%以上を達成した場合でも、交通誘導員の休日取得状況が 1名でも 28.5%未満となった場合は、通期の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 9 日から施行する。

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去・移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02
吹付杵工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01
グルービング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	
		通期	月単位
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工事	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンコーリング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04
支承金属容射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03